

上郡町発注工事等からの暴力団関係業者の排除に関する合意書

上郡町が発注する建設工事、物品調達等の経理契約（水道及び交通事業管理者並びに公社等からの入札事務を受託したものを含む。以下「発注工事等」という。）から暴力団の排除を徹底するため、上郡町長と兵庫県相生警察署長（以下「相生警察署長」という。）とは、相互の連絡協議体制の確立について、以下のとおり合意する。

記

（発注工事等に関する情報提供）

第1条 上郡町長は、上郡町指名停止基準要綱（以下「要綱」という。）に規定する入札参加資格者について、要綱別表第2第8項（暴力団関係）の各号に該当するもの（以下「暴力団関係業者」という。）であるか否かについて、相生警察署長に対し、参考となる資料を添付した文書（別記様式第1号）により照会できるものとする。

2 相生警察署長は、第1項による照会を受けたときは、暴力団関係業者に該当するか否かについて、上郡町長に対し速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

3 第1項の文書による照会以外で、相生警察署長において入札参加資格者が暴力団関係業者に該当すると認める事実を確認した場合は、上郡町長に対し速やかに文書（別記様式第3号）により通報することができるものとする。

4 相生警察署長は、第2項により、暴力団関係業者に該当する旨の回答をするとき又は第3項による通報をするときは、当該回答又は通報と併せて上郡町長に対し、発注工事等からの排除要請を行ったものとする。

5 相生警察署長は、第4項の排除要請を行ったものについて、排除要請の取消が必要と判断したときは、上郡町長に対して排除要請の取消の通知を行うものとする。

また、上郡町長は、排除要請があったものについて、相生警察署長に対し、定期的に文書（別記様式第4号）により確認を行うものとし、相生警察署長は、速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

6 上郡町長は、第4項による排除要請を踏まえ、発注工事等において指名停止措置とした場合又は第5項による排除要請の取消の通知を踏まえ、指名停止措置を取り止める場合には、それぞれ、その旨を対象となる入札参加資格者に対して通知するとともに、対象となる入札参加資格者名等の公表を行うものとする。

（相互協定）

第2条 発注工事等からの暴力団排除の実施については、上郡町長及び相生警察署長は、当該合意書に定めるもののほか、個別に取り決めるなどの方法により相互に協力し、積

極的な対応を図るものとする。

(補則)

第3条 本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上決定するものとする。

上記合意の証として本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保管する。

平成21年3月4日

兵庫県相生警察署長 石 本 一 博

上郡町長 山 本 暁

(別記様式 略)